

再興都市街区の住民構成

——広島市東平塚町調査——その2

大 森 元 吉

Ⅲ 職業構成

1 就業状況

昭和51年12月現在の住民登録によれば、東平塚町七、八、十一番の構成戸156世帯は376名(男160, 女216)を数えた。就業者の数の正確な把握は不可能であったが、面接聴取を済ませた95世帯の回答および全構成戸について筆写した住民票をもとにして全体を推計することはできよう。聴取済の95世帯からは自営と被傭を含めた就業者数132(男77, 女55)をえた。面接拒否と常時不在の合計36世帯については、70歳以上の高齢者、18歳未満の子女、幼児の母親を除くと推定就業者数51(男21, 女30)が求められた。さらに転入後1年未満で面接非対象例とした25の単身世帯からも、推定就業者数24(男15, 女9)が見出された。すべてを合算すれば、当該地域の就業者総数211(男111, 女100)のあらましが判明する。

推定就業者数の居住者総数に対する比率は56.1%(男69.3%, 女46.3%)となり、住民男性の7割と女性のほぼ半数が就業すると見られた。さらに18歳未満の子女91(男41, 女50)、老齢無職者11(男1, 女10)、幼児の母親4の合計106(男42, 女64)を居住者総数から差引くなら、就業可能な男性118に対し就業者111(94.0%)、女性152に対し就業者100(65.8%)のより高い比率が提示されよう。就業形態としては自営・自家専従が目立つ。自営・自家専従は50世帯62名(男35, 女27)を数え、推定就業者総数に対して29.4%(男31.5%, 女27%)に達する。男女ともに就業者の三分の一がこのような就業形態をとると見られる。詳細は後に譲る

が、アパート・貸間、小店舗、中小規模の会社や工場を経営する例が多いのである。

就業状況の委細は、全構成世帯の約半数85世帯 132 名について知ることができた。そのうち同一世帯構成員 2 名以上が就労する世帯は38 (夫婦共働き世帯25) あった。自営・自家専従を行なう世帯は13 (夫婦共働き世帯 9) 見られた。就業者数の多少の順に事業所の業種を示せば次のとおりである。卸小売業56名 (男25, 女31), サービス業25名 (男10, 女15), 製造業19名 (男14, 女 5), 運輸通信業12名 (男12), 建設業 9 名 (男7, 女 2), 不動産業 4 名 (男 4), 金融保険業 3 名 (男 1, 女 2), 公務 3 名 (男 3), 電気ガス水道業 1 名 (男 1), 以上合わせて 9 業種 132 名である。¹⁸ 就業者の分布は最初に挙げた 3 業種に偏り、卸小売業 (42.4%), サービス業 (18.9%), 製造業 (14.4%) の就業者合計100(男49, 女51) は全数132の75.7%に達する。自営・自家専従の就業者数も業種ごとに差異が認められる。卸小売業34名 (60.7%) とサービス業13名 (52.0%) がもっとも多く、建設業、不動産業も比率の上では自営と自家専従が大きな割合を占めている。

業種区分と事業所分布との関連は興味深い。(表 4) 就業者 132 名の事業所は東平塚町内部に在るものが最多数を占めて55例 (41.6%), 次に旧市内中央部32例 (24.4%), 流川周辺17例 (12.8%), 市の郊外12例 (9.2%), 旧市内東部10例, 同西部 6 例の順である。¹⁹ 旧市内中央部とは両端を東で京橋川, 西で天満川に仕切られた地域で, 中四国の基幹都市広島¹⁹の商業, 金融, 地方行政の中枢にあたる。大規模商社, 銀行, 百貨店など大手企業の出先機関や官公庁が集中する場所である。流川周辺は東平塚町ともども旧市内中央部の一面を占めるが, 近接歓楽街としてとくに別個に区分して取扱う。市内東部は京橋川から東の猿猴川に至る一帯で, 国鉄広島駅近辺と南端の宇品港, 出島には衣料, 生鮮食料品など活発な消費物資流通の拠点がある。天満川以西の旧市内西部にも精密機械と造船の巨大企業生産基地が見られる。さらに市の郊外東側には自動車あるい

は製鋼の大手企業工場の活動が見出される。通勤距離のうえからは、流川周辺、市内中央部、東部の順に遠ざかり、旧市内西部と郊外東部がほぼ等しくこれらに続く位置にあるといえる。

表4 (業種と所在地)

	町内	流川	中央	東部	西部	郊外	計
卸小売	27(24)	16(6)	8(2)	2	1	2(2)	56(34)
サービス	14(11)	1(1)	4(1)	5	1		25(13)
製造	4(2)		8		1	6	19(2)
運輸通信	2(2)		4	2	2	2	12(2)
建設	6(4)		2		1		9(4)
不動産	2(2)			1(1)		1(1)	4(4)
金融保険			3				3
公務			2			1	3
電気水道			1				1
計	55(45)	17(7)	32(3)	10(1)	6	12(3)	132(59)

() 自営, 自家専従

概略を示した各地域区分の特色は、就業者132名の事業所分布の偏りにも反映されよう。卸小売業は51例(93.0%)が東平塚町、流川周辺を含む旧市域中央部に集合し、とくに27例は東平塚町内にある。サービス業も14例が町内に見出される。その他の業種では就業先の市内分布は中央部と東部でほぼ等しい。各業種ごとの自営、自家専従の比率もこれに対応を示している。132名の就業者中で自営または自家専従は59名だが、そのうち55名が東平塚町と流川を含めた市内中心部に就業の場所をえていた。業種別では卸小売業51例中32例、サービス業13例の全部がそれぞれこの範囲内で営業に携わっていた。

卸小売、サービス、建設、運輸通信の各業種のなかで就業先が東平塚町内に見出される場合は、ほとんどが自営または自家専従の就業形態となっていた。卸小売業については町内の自営15例が見られ、3例を除け

ばいずれも商住併用の自家営業を行っていた。食品加工、販売がもっとも多く6例で、八百屋、パン菓子販売、牛乳配達、大衆食堂、喫茶店などであった。また洋品、家庭電気製品、タバコ、宝飾品の販売店があり、板ガラスや工作機械の取次ぎ店も見られた。これらの店舗で自家専従する者は9名を数えた。サービス業では町内自営は11例すべてが自家での営業であった。内訳は自宅の一部を賃貸する例4、美容院経営2、クリーニング店と染物仲介の店それぞれ1、設計と塗装の請負が各1、特殊な仕事として文身を施す彫師の自家営業があった。これらに加えてアパート8棟が調査地域内に存在していたが、所有者たちは居住も住民登録も他の地域で行っていた。自営の建設業は町内に4例あり、建築あるいは電気工事請負の事務所を自宅に設置していた。運輸通信業の領域では個人タクシーが2例あり、また製造業として印刷所を、不動産業として貸店舗、貸ガレージを自家で経営する各1例が見出された。自家専従者はこれらのうち卸小売業の場合にのみ存在した。町内で自宅外に就業先をもつ例は、被傭者のみで8名が認められた。(図2)

就業先を流川周辺にもつ例は卸小売業従事者に多く、大半は風俗営業に就く人々であった。自営業者にはバー経営2名とお好焼店主1名があり、自家専従者3名がそこで就労していた。被傭者ではバーなどの従業員7名がいた。風俗営業とは無関係の就業先として百貨店、化粧品店、贈答品店それぞれ1例が見出された。サービス業ではこの地域で美容院を経営する例が1件あった。風俗営業に直接従事する者が132名中16名に留まったのは予想外に少ない。しかし調査対象地域の推定就業者数は211名で、聴取不能であった推定75名の中には風俗営業従事者が含まれている可能性が残る。とりわけ転入後1年未満の男女25名についてはその蓋然性が大きい。旧市域中央部の他の場所に就業先をえていたのは32名であった。医院または耐火煉瓦販売会社を経営する2名の他は、すべて被傭者だが、公共機関あるいは比較的規模が大で信用度も高い企業に勤務する者が24名を数えた。これらは「広島商工名鑑」記載の事業所だ

図2 世帯配置



が、東平塚町内の就業者は55名中8名、流川周辺の場合は1名だけが、この種の事業所を自営（建設業2例）もしくは就業先としているにすぎなかった。²⁰市内東部、西部、郊外の就業先にも名鑑記載の企業は見出され、比較的多数の就業例が認められた。これらの地域に通勤する者は28名だが、17名がこれに該当する。就業する事業所を東平塚町の中または近辺にえている住民は、ほぼ全員が小規模な企業の自営ないしは被傭の状況にあることが知られる。

雇傭された従業員の数は事業所の経営規模を知る手がかりを与える。「市勢要覧」(表73)によれば、昭和50年5月の広島市内事業所は従業員規模別に次の分類で示される。農林水産業を除いた民間事業所の総数はこの時点で4万885であった。大多数に当たる3万3,783(82.6%)は従業員数9人以下の事業所(L)で、3,777(9.2%)が10~19人の事業所(M)、1,329(3.2%)が20~29人の事業所(N)、残り2,006(4.9%)のみが30人以上の事業所(O)であった。東平塚町住民132名の就業先規模の分布は市内一般とはやや異なる形状を呈する。その内訳はLに55名、(41.6%)、Mに15名(11.4%)、Nに2名(1.5%)、Oに34名(26.0%)、官公庁公社等に12名(9.6%)、従業員数不祥の事業所に14名(10.7%)が就業となっている。不祥の例は多くが風俗営業関係の従業員の場合なので、事業所規模はLまたはMと推測される。従って調査対象地域の住民の過半数は従業員数19人以下の企業で就労しているといえよう。この点では市内一般の傾向と大きな差異は認められないが、しきりに検討すれば次の特色が見出される。第一に、東平塚町住民の例ではL、Mに属する就業先の多くは自営、自家専従の事業所である。第二に、従業員数30人以上の事業所に就労する者が46名おり、132名中およそ三分之一を占める。第三に、事業所の従業員数規模はその所在地分布とかわりを示す。

先に見たとおり住民には商住併用で自家営業による貸間、アパート、小店舗の経営が多い。Lに分類された46名中、自家専従者も含めて、43名がこれに該当する。残る3名は町内の美容院勤務2と、出版取次ぎ1

である。Mの範疇に入る3名はそれぞれ自動車部品と機械の販売企業への勤務および工務店自営であった。従業員数30人以上の事業所については2名が電気音響製品卸会社と地元生菓子製造販売企業に就労し、1名が従業員36名を雇傭して電気工事施行の事業所を自営しているのが見られた。商工年鑑記載の事業所は東平塚町内の就業先として7例あったが、同七、八、十一番の調査地域内には2企業のみが見出される。上記の電気工事請負企業および従業員数10名の工務店とである。就業先の所在地が流川周辺の17名の場合には規模不明の9例が含まれる。しかしその中の7名はコック、ホステスとして就業し、他の2名もバーの自営者であるので、就業先はL、Mの事業所と見てよいだろう。30人以上の規模の事業所としては大手百貨店地方支店と、70人の従業員を擁する社交場のみで、それぞれ1名が勤務していた。これらとは対照的に市内中央部への通勤者には大手、著名企業に職をえている人々が多く見られる。Lはわずか4例で3名が自営、1名が大工であった。M、N、Oの領域の21例は、2例を除いてすべて商工年鑑記載の事業所であった。それら19企業のうち10社は「中国年鑑」にも収録された大手、著名の事業所である²⁰。中国印刷、広島建設工業、日本冷蔵、日本鋼管、広島信用金庫、西日本相互銀行、千代田生命などである。市内東部、西部、郊外の就業先にも同じ傾向が認められる。Lの4例中の3名は自営、1名は被傭で就業していた。M、N、Oの24例では商工名鑑記載の事業所に10名が、また公共機関に6名が雇傭されていた。中国年鑑所収の企業として福山通運、東洋工業、三菱重工業がある。またこれまで公共機関と記述したのは市役所、国鉄、電信電話公社、交通公社、NHK、国公立学校である。

就業状況を概観した結果、当初の予測が少し外れる印象をえた。被調査者132名の半数近くが東平塚町内で小規模の事業所自営、自家専従の形で就業し、残る77名は近接地域というにはやや遠く隔たった場所に就業先を求めていた。流川周辺の歓楽街に生計の途をえていた住民は17名どまりで、全体の13%弱にすぎなかった。今回の聴取不能対象者の就業先所

在地が判明すれば、若干の変動は生じるだろうが大勢は不動である。推定就業者数211の過半数がやや遠隔地に通勤する事実がすでに明らかなためである。予想に反し、東平塚町住民の生計樹立のうえで歓楽街の貢献はむしろ小さく、市街中心部近接の利点から一般企業の経営、通勤に好適な商住街区を形成してきた事実が知られよう。

就業者132名の職種は次のとおりである。専門的技術的職業7(女3)、管理的職業6(男のみ)、事務18(女9)、販売34(女19)、運輸通信9(男のみ)、技能工22(女1)、単純労働6(女4)、サービス30(女18)、であった。職種にみる男女比率の偏りは管理的職業、運輸通信、技能工にいちじるしい。さらに就業先の従業員数規模とそれぞれの職種を対比させたが、販売、技能工、サービスなどの職種の就業者は9人以下の小規模事業所に雇傭される例が多く見られる。ここで専門的技術的職業の項に含めた7名は歯科医、技術者、教員、看護婦であった。また管理的職業に挙げた6名は中小企業の社長、重役、部課長であったが、地元大手金融機関の支店長代理1名もいた。職種と収入との関連は所得、社会階層の項で検討したい。

2 職業移動²⁰

戦後30年間の職業歴については世帯主と配偶者を対象に聴取し、83世帯110名(男66, 女44)の概況を知ることができた。東平塚町七, 八, 十一番の居住戸は156世帯で推定就業者数211(男111, 女100)を考えれば、過半数について情報をえたことになる。さらに重要であるのは、聴取済の83世帯にはこの地域に長期間在住してきた居住戸の大半が包含されている事実である。すなわちG期(昭和20年8月以前)から居住した8世帯全部、H期(昭和20年9月以降30年12月迄)転入の24世帯中16世帯、I期(昭和31年1月以降40年12月迄)転入の38世帯中24世帯、J期(昭和41年1月以降48年12月迄)転入の58世帯中28世帯から職業歴を聴取できた。K期(昭和49年1月以降)転入の33世帯については5世帯のみの

聴取を終えたが、情報の欠落は比較的近年に転入した世帯に多く偏っており、それ故注(22)で述べた調査の主旨に重大な影響を及ぼすとは考えられない。

東平塚町への居住開始と、現在従事中の職業に就いた時期とを比較対照した。注目されるのはG期の8世帯がほぼ戦後10年以内に自営業を始めて、以後も継続してきた事実である。H期転入の16世帯も同様にH期もしくはI期に就業して以降継続してきた。同じ傾向は、とくに自営業者の場合、J、I期の転入世帯にも認められた。転入と現在の職業開始時期の一致が見られるのはH期転入者7(28.5%)、I期転入者12(37.8%)、J期転入者25(60.9%)で、各期ともそれぞれ大きな比率を占めている。他にも注意を引く事柄は、すでに転入以前から東平塚町内に就業場所をえていた人々の存在である。戦後10年を経過しないH期においても、東平塚町の住民でかつ町内で自営に携わっていた10例に対し、非居住者だがすでにここで事業に着手していた自営業5例(7名)が見出される。これらも含めて考えれば、戦中および戦後の早い時期に東平塚町とかかわりをもった住民は、110名のうち38名(男24, 女14)を数えることになる。その内訳はG期在住の11, H期転入20, 非居住者だがすでに町内で就業を開始していた例7である。G期在住11名のうち9名は戦後10年以内に職を定めてそれを継続してきた。G-1は亡夫から染色技術を習得して染色洗張りを生業としてきた。G-2は被災地にバラック建築し食料品店を開業した。G-3も被災後再建した住居を利用し、昭和23年以降アパート経営を続けてきた。G-4は終戦の翌年復員して、以後13年にわたり電気配線工事会社を経営してきたが、昭和34年に電信電話公社に雇傭される機会をえて、以来勤続してきた。G-5は戦後3年余の間ゴム卸売協同組合に勤務したが、昭和27年から青果販売店経営に転換し継続してきた。G-6は昭和25年に新制中学を終えて、広島駅近くの青果市場で販売に携わり、昭和46年以降は青果卸業を自営してきた。G-7は戦前からの菓子製造の経験を生かし、戦後しばらく菓子材

料の仲買いや菓子卸売りを手掛けた。しかし昭和24年に食堂経営を始め以後継続してきた。G-8は兵役から戻って後、昭和26年に電信電話公社に就職し技術者として勤務してきた。

終戦後10年間（H期）に転入し、かつ開業した自営業者は6名である。ガラス加工販売（昭和21年）、製綿（H-4、昭和23年）、電気工事請負（昭和28年）、菓子販売（昭和29年）である。転入はこの時期だが町外で歯科医院（H-9、昭和29年）やバー（昭和30年）を始めた例もあった。非居住者だったが、この地域内で営業を開始した自営業者としてI期転入者の設計事務所（昭和25年）と食料品卸業（I-4、昭和30年）、J期転入者の不動産賃貸（J-1、昭和30年）と金属彫刻加工（J-5、昭和30年）、およびK期転入者のタバコ販売店（K-1、昭和25年）が見られた。ただし、J-1とK-1はすでに居住歴で触れたとおり、両親あるいは妻の母親が戦時中から調査地域内に在住していたのである。昭和31年から40年（I期）にかけての自営業の開始は、H期転入者による4例があり、工務店（H-7、昭和34年）、整骨医院（昭和35年）、個人タクシー（昭和37年）、貸間（昭和40年）であった。転入と開業がともにI期に行なわれた例は5件あって、美容院（昭和34年）、家庭電気製品販売（昭和37年）、洋品雑貨販売（昭和38年）、牛乳取次ぎ販売（昭和38年）、クリーニング（昭和40年）であった。この時期にも非居住者による営業が1件始められた。美容院（昭和37年）の開業で、経営者の転入はJ期になったが、夫の両親はすでに戦前から町内で万屋を経営していたという経緯があった。ひき続き昭和41年から48年（J期）にはG-6のアパート経営（昭和47年）が始まり、I期転入者たちからも貴金属装身具販売（昭和44年）、塗装工事店（J-6、昭和44年）、個人タクシー（昭和45年）、鉄鋼製品販売と美容院（いずれも昭和48年）の経営を手掛ける人々が出現した。これら以外に、I期とJ期それぞれに町外において耐火煉瓦販売、不動産業、機械設計事務所、バーの経営を創始した人々もいた。K期に入ってから電話工事の事業所発足（昭和49年）が見られたが、亡父の事業継承であって新規の企業設立とはいえない。

表5 (就業形態の変化)

		G	H	I	J	K	計
無 [*] 変化	自 営	2	11(5)	5(3)	1	1	20(8)
	被 傭	5	18(3)	12(2)	6(5)	2(2)	43(12)
変 ^{**} 化	被 → 自	3	5	5	6	1	20
	自 → 被			2(1)			2(1)
	自被反復	1					1
無 職 ^{**}		1(1)	1(1)	1(1)		2(1)	5(4)
計		12(1)	35(9)	25(7)	13(5)	6(3)	91(25)

* 就業開始時期 *** 終業時期

** 変化発生時期 () 女性

これ迄は自営業を中心に経営の安定持続に視点を定めて概観してきた。同時にまた被傭者を含む住民全体の動向についても注意を払わねばならないだろう。職業移動の実態については世帯主のみを対象に聴取したので、その詳細は91名(男66, 女25)に限って明確にされた。(表5)世帯主総数156名の58.3%にあたる人数である。就業形態の変化, すなわち自営と被傭の状態の推移を見ると、91名中63名(69.3%)には何の変動も認められない。当初から自営あるいは被傭の状態就業してきたのである。内訳は自営業者20名、被傭者43名であって、注目されるのはかれらが大部分I期以前に業務に就き、十数年にわたって変化なく持続させてきた事実である。業種異動(商売替)や事業所変更(再就職)を実行した住民は少数に留まった。就業形態の変化は大多数が被傭から自営への移行で、過半数はJ期以前に創業し業種異動なしに営業を継続してきた。不安定な就業状態を予測させる例は、自営から被傭へ、あるいはそれら双方を交互に反復させる形の就業者で3名だが、以下個別に検討していきたい。

業種異動は自営業者20名のうち3例に見られた。G-7は昭和24年に菓子卸売りを中止して食堂経営に、J-1は戦前からの酒類販売を止めて被災後に不動産売買にそれぞれ転換した。他の1例（大正11年生女）は夫死亡後も洋服販売を呉市内で続け、昭和30年に流川地域でスタンドバー開業に転向した。被傭から自営へと就業形態を変え、さらに業種異動を行なったのは1例だけであった。世帯主（昭和7年生男）は当初造船所、後に衣料品店に勤めてから、昭和37年に拉麺の屋台店を開業した。しかし市街地整備で立退きを迫られ東平塚町へ移転して新たにサービス業を自営した。昭和43年転入以来この事業を継続していた。自営と被傭の反復を体験してきた世帯主（大正4年生男）は昭和17年以降産業組合連合会に5年勤続し、退職後昭和25年に県北地方で遊技場を開業した。昭和29年にこれを廃業して東平塚町に転入し、菓子販売店を開いた。その後配偶者に菓子店を委ねたまま本人は昭和40年から建設会社に就職し、さらに昭和46年には退職して不動産売買を自ら手掛けることにした。逆に自営から被傭への就業形態の変化は2名に見られた。G-4は昭和21年に配線工事専門の事業所を興したものの、昭和34年には倒産した。同年電信電話公社に就職して、以後勤続してきた。他の1例（昭和8年生女）は昭和26年以降亡夫と燃料販売店を自営してきたが、夫の死後経営困難に直面して廃業し、後は貸間により生計を維持した。しかし娘が婚出し、昭和48年から近在の菓子製造販売企業に勤務するようになった。一見不安定と見えた就業形態変化の事例も個別に検討した結果、比較的安定し持続する状態が保持されるとの印象を受けた。上記の不動産業自営も調査施行時には安定した経営状況にあった。

被傭の就業形態を保持した44名（調査施行時無職の1名を含む）の事業所変更経験は次のとおりである。変更なく同一事業所に勤続してきた例は19名で半数弱（43.0%）を占めている。変更経験者も1度限り者が13名（30.2%）、2度が8名（18.6%）であって、3度以上変更した者は4名（9.3%）にすぎなかった。またこれら変更経験者の最終変更時期を見る

なら変更1～2度の被傭者はH期もしくはI期にこれを終えて、最終就業先にかなり長期間勤続してきたことが知られる。最終就業先での勤続年限が5年以下の例は変更1度の被傭者中4名、2度経験者中2名にとどまっている。しかも前者(4名)には定年退職と移籍(船員の場合)による変更が各1名含まれているので、恣意的変更の例は21名の中で合計4名にすぎない。事業所変更経験3度以上の被傭者は不安定な就業状況にあるといえよう。該当者4名の転入時期はH期1, I期2, J期1であり、かならずしも新規移入とはいえない。しかし最終就業先での勤続年限はいずれも5年以下であった。H期転入の女性(大正13年生)は夫の戦死後、昭和21年以来さまざまな事業所で炊事や雑役に従事してきた。昭和46年からは流川近辺の遊技場で清掃と給仕を担当していた。I期転入の男性(昭和14年生)は上京してタクシー運転手を3年間勤め、帰郷後は鉄工業の企業に勤めたが7年経過後に倒産した。やむなく陸運関係事業所に運転手として再び職を求め勤続していた。I期に転入した他の男性(昭和7年生)は当初大阪に出て調理士見習となった。8年間修業を積み昭和33年に広島へ戻ったが、それ以来数年単位で多数の飲食店を転職し続けてきた。調理の経験を豊富にするのが転職の理由に挙げられている。J期転入の女性(昭和23年生)は看護婦で、昭和42年以来数ヶ所の私営医院に勤めた後、昭和48年からは国立大学付属病院勤務となった。

職業移動の実態を把握できた世帯主は東平塚町七、八、十一番の構成戸のうち約6割弱であった。しかし住民の就業状況と移動の大勢はほぼ解明できたと思われる。自営業者、被傭者ともども長期間、安定した就業状態を継続しており、一見不安定と見えた事例も個別に検討すればその杞憂は消滅した。当初からの自営業者および被傭から自営に移行した業者40名について見た場合、経営者と家族専従員のみから成る事業所25例を除く残り15企業では、従業員数規模の拡大7、縮小2、無変化5が観察された。縮小の2例はともに町外で経営される事業所で、製函工場(20

→13人), 設計事務所(7→2人)となっている。少なくとも東平塚町所在の13企業では従業員数の拡大または維持が果たされ, 規模縮小を見ることはなかった。自営業者の各事業所はほぼ順調な営業の展開を示してきたようである。同様に被傭者の事業所変更にも積極的な側面を見出すことができよう。J期以前の転入者の事業所変更には倒産, 解雇など受動的な要因による以上に, より有利な生活条件の改善を意図した能動的な動機によるものが多い。いづれも住民生活の充実発展を志向した主体的行動の発現と受けとめてよいだろう。

職業移動と被災関係世帯との関連は, すでにその一部を明らかにしておいた。H期以降転入の自営業者3例と, G期を含む被傭者12例についても触れておきたい。自営業者はJ-5(金属加工, 昭和30年), H-5(食品製造販売, 昭和21年), H-9(医療保健事業, 昭和25年)であった。被傭者としてはG期在住1, H期転入3, I期転入5, J期転入2, K期転入1の諸例が見られた。被傭者についてやや詳しく述べれば次のとおりである。G-8は復員後, 昭和26年に公営企業に就職し勤続してきた。H-2(公共事業, 昭和33年), H-8(公営企業, 昭和17年), H-10(金融機関, 昭和50年)も被傭者であった。H-10は夫と死別した後就職した。これら被災関係者12名の職業移動について見れば, 事業所変更なしが9名, 変更1回が2名(I-1, I-2), 変更2回が1名(I-5)であった。変更経験をもつ者の最終就業先勤務年限は調査施行時迄で最長29年, 最短22年であった。長期勤続の実績が示すとおり, 自営, 被傭のいずれの就業形態を問わず被災関係者の就業状況は一貫して安定持続してきたことが知られよう。

3 所得, 階層区分

業種, 職種を異にする市街地住民の所得算定はきわめて困難である。本稿では市民税課税台帳記載の昭和48年度および昭和51年度個人別所得金額を参考として推測していくが, 諸控除を差引いた後の金額が記載さ

れており、それが個人の所得を正確に反映する数字とはいえない。業種、職種に応じて税務当局の所得把握的的確性に差異があり、税法上の免除措置も異なる。自営業者と被傭者を別個に取扱うのもこれらの理由による。また昭和48年の第一次石油危機を境としてはなほだしい物価騰貴と追隨的な賃金引上げが生じた。この点の配慮も必要である。さらに個人の秘密保護の要請から、筆者による課税台帳の閲覧は許可されず、提出した名簿の所定欄に吏員によって数字が筆記される方式に従うほかなかった。さまざまな留保条件を伴う資料ではあるが、住民の所得状況を知らずしてはこれに依存するほかはないだろう。²³

昭和47年の年収は自営業者39名の平均で118万4000円であった。しかし所得金額には大きな格差があり、段階別に呈示する必要がある。20万円以上50万円未満5名、50万円以上100万円未満15名、100万円以上120万円未満8名、170万円以上250万円未満8名、680万円以上770万円未満2名、1000万円台1名であった。39名中の23名(60.5%)は50万円から120万円未満の所得層に集中している。女性は16名いたが、13名は100万円未満の層に留まり、それ以上の所得者も女性は3名で最高180万円迄であった。業種との関連ではサービス業の自営業者が190万円未満、卸小売業者も250万円未満と低い層に留まったのとは対照的に、建設業と不動産業の自営業者に高額所得者が見出された。自営業者の転入時期と所得金額とのかかわりはとりたてて見るべきものはなかった。年収120万円以下に位置づけられた28名の内訳はG期5、H期6、I期7、J期9、K期1となり、他方170万円以上の比較的高い所得をえた者の内訳はG期1、H期4、I期1、J期3、K期1である。被災関係者も14名が数えられ、年収120万円以下の層にG-1、2、3、6、7、H-4、5、I-4、J-1、5、6、K-1が入る。170万円以上の層にもG-5、H-9を見ることができる。被災関係の自営業者の最低所得は50万円、最高所得は172万円(いずれも諸控除後の金額)であった。自営業者に随伴して自家専従者の給与所得がある。これは格差が個人間で大きく、20万円未満4名、

20万円以上40万円未満7名,100万円以上200万円未満5名となっている。これらはほんらい自営業者の所得と加算して検討するべきだが、本稿ではその煩瑣を避けておきたい。

被傭者のうち昭和47年の給与所得（控除差引き後）が明らかになったのは79名（男45,女34）で、平均所得額は97万5000円であった。ここでも個人間の格差は大きく、段階別に呈示する必要がある。年収50万円未満（P）は22名（男6,女16）、50万円以上100万円未満（Q）は25名（男11,女14）、100万円以上150万円未満（R）は16名（男12,女4）、150万円以上200万円未満（S）は13名（男のみ）、200万円以上（T）は3名（男のみ）であった。給与所得100万円以下の層では男性17名に対し女性は30名だが、100万円以上の層では男性28名に対し女性はわずか4名にすぎない。150万円を越える所得をえた女性は皆無であった。79名の被傭者のうち就業先の業種が判明したのは45名（男29,女16）であった。内訳は卸小売業13（女7）、サービス業8（女6）、製造業11（女2）、運輸通信業8（男のみ）、金融保険業2（女1）、建設業、公務、電気ガス業各1（男のみ）である。しかし給与所得金額と事業所業種との関連はとくに認められないようである。100万円に達しなかった所得の例は卸小売業7（53.8%）、サービス業6（75.0%）、製造業4（36.3%）ある。一見すればその結果、サービス業従事者に低所得の被傭者が多いとの印象を受けるが、ここに示した45名以外にも事業所業種不明の被傭者28名（女18）の年収が100万円以下となっているので、確固たる判定はさし控えたい。

被傭者の年齢と給与所得金額にはどうぜん関連が予測されよう。昭和47年1月に20歳未満であった層では、最高所得額は127万円である。また60歳以上の年齢層の被傭者で54万円を越える所得をあげた者は見出されない。しかし20歳以上40歳未満と、40歳以上60歳未満のふたつの年齢層の帰属者たちの間では、給与所得の金額にとりたてて差異を認めることはできなかった。どちら側にも女性被傭者が多く含まれ、比較的低い位置に偏っているため明瞭な差異を生じさせないのである。従って、男性被傭者

のみを対象にふたつの層の対比を試みるなら、20歳30歳台では年収50万円以上150万円未満、40歳50歳台では100万円以上200万円未満の所得区分にそれぞれ該当者が多く集合する事実が認められた。男性被傭者についてはわが国に一般的な加齢増俸の慣行と調査対象地域住民の事業所変更の稀少性、長期勤続傾向の影響を考慮してよいだろう。しかし、就業先の事業所規模も給与所得格差の成因となる可能性を残している。(表6) たしかに従業員数規模の大きな事業所の被傭者には比較的高い給与所得をえている者が多いようである。全国で著名な大手事業所と地元有力企業に勤務する9名は全員が100万円以上の所得をあげていた。公共機関に雇傭された者もまた等しい水準の年収に恵まれていた。これらと対照的に、従業員数20人以下の事業所では被傭者の多くが100万円未満の所得層に見出された。給与所得格差はなお勤続年限、学歴資格との関わりも深いので、これらと対比して検討しなければならない。

表6 (事業所規模と給与所得, 昭47)

	P	Q	R	S	T	計
1 ~ 9	4(3)	3(3)	1	1		9(6)
10 ~ 19	1(1)	3(1)	2(1)	1		7(3)
20 ~ 29		1				1
30 以上	3(3)	3(1)	7(2)	5	2	20(6)
公共機関			1	5		6
不詳	14(9)	15(9)	5(1)	2		36(19)
計	22(16)	25(14)	16(4)	14	2	79(34)

() 女性

給与150万円以上の所得層では同一事業所への勤務が戦時中から続いていた例2名、昭和24~28年以降4名、昭和34~36年以後6名それぞれ見出され、各人とも永年勤続の実績を示した。例外は昭和40年に就職した2名であるが、それぞれクレーン車運転、一等機関士の免許を保持する

特殊技能者であった。100万円以上150万円未満の所得層では、昭和20年代以前に遡及する勤続者は見当たらない。昭和32～33年以降の勤続者が2名、昭和38～39年以降が3名、昭和40年以後が5名となっている。これら以外にも就業時期不詳の2名が150万円近い給与所得をあげているので、あるいは相当長期間にわたる同一企業への勤続者とも考えられる。長年にわたる勤続の例は年収50万円以上100万円未満の所得層ではさらに減少する。最終就業企業への就職時期が明らかな10名について見れば、昭和36～37年以降の勤続者2名の他はいずれも昭和40年以後に雇傭されていた。被傭者の学歴を所得とのかかわりで見れば、次のとおりである。給与150万円以上の所得層を構成するのは旧制中学就学者5名、高等小学校卒業者3名、新制高校と中学の修了者合わせて6名、新制大学卒業生1名である。年収100万円以上150万円未満の層には旧制専門学校卒業生1名(女)、高小卒1名、新制中高卒7名、新制大卒3名が見られる。ただし、100万円に達しない給与所得者層の中にも旧制中学・専門学校卒業者が4名(男2, 女2)数えられたので、学歴差を給与の高低と直接関連づけて考えることはできない。旧制高等専門学校、大学卒業生も存在したが、自営業に携わっていて被傭者中には含まれていなかった。

昭和48年に到来した石油危機は物価の高騰をもたらし、東平塚町住民の生計にも多大の影響を及ぼした。その反映を昭和47年と50年の所得変化に見出すことができる。昭和50年を100とする全国消費者物価接続指数で計れば、昭和47年のそれは64.8%となり、この間に54.3%の上昇が認められる。広島市は全国を100とする消費者物価地域差指数で、99.3(昭和50年)であったので、昭和47年以降の上昇率は54%と考えてよいだろう。²⁰しかし、調査地域の住民にはこの期間中に年間所得が50%以上増額した例はむしろ少数に留まった。昭和47年と50年の所得金額を双方とも知りえた自営業者は27名(男17, 女10)であるが、50%以上増加は8名(女2)、50%未満の増加7名(女1)で、逆に所得の減少が12名(女7)に認められる。これらの数字は諸控除差引き後の所得金額で、税法上の種々

の便宜もあって、自営業者の場合には直ちに実質可処分所得の減少を意味するかどうかは疑問が残る。しかし被傭者の場合にはより明確に実質的な収入の増減を反映する数字といえよう。昭和47年と50年の間に50%以上の給与所得金額の増加をみた者は被傭者の中で20名(女15)数えられた。双方の年間給与所得を知りえた57名(男21,女26)の35.0%に当たる人数である。しかし50%以上の増額に恵まれた者は年収100万円未満の比較的低い所得額の層に偏っており、世帯主よりも配偶者、世帯員などむしろ生計維持責任の上で従となる就業者にこの恩恵に浴した者が多い。就業先の従業員数規模の差も給与所得増加率とは大きく関わりを示してはいない。従業員数9人以下の事業所の被傭者5名中で50%以上の増加をえた者3名、10～19人の事業所では5名中2名、30人以上の事業所には16名中7名がそれぞれ見出された。ただし大手企業および公共機関に雇われた者に限定していえば、この期間中に少なくとも50%に近い比率での給与所得の上昇が達成されていたのが実情である。

社会階層の分類は地域社会の構成と住民の行動傾向の特色を知るために有用視されてきた。分類規準として職業が援用される理由は、職業が所得、居住場所、社交、趣味嗜好その他個人と家族員の思考、行動の上に強く影響を及ぼすからである。²⁵⁾しかし職業をもとにした社会階層区分は都市全体の居住あるいは就業地区ごとの特色識別や、階層異動に表明される社会の躍動を把握するためには有用だが、都市の一街区に限定した小規模地域社会内部の構造を知る手がかりとはなりえない。とりわけ一街区の住民が直面する諸問題の解決を意図した協力組織の編成および活動、リーダーシップの様態理解には、さらに他の階層分類基準を加える必要があるだろう。²⁶⁾東平塚町には被災以前からの居住者と、戦後早期に定着してすでに30年近く在住してきた住民が多数見られた。職業、年齢、経歴では種々異なるが、長年にわたる近隣交際と協力を通じて緊密な連帯感、親近感を醸成してきた。そのような接触と協調の機会と場をえさせるものとして町内会活動は重要である。地域社会住民を特定の目

標達成のために組織化し行動させる手段として最近では恣意的結成集団の「住民運動」が普遍化してきたが、しかしなお大多数の小規模地域社会では町内会がその役割を担っている。⁶⁷この意味で町内会役職者は住民協同行動の推進者であり、町内会活動はリーダーシップ発揮の場でもある。ここで社会階層の識別をたんに異なる価値、行動規範の担い手群の分類にのみにとどめず、地域社会内部のリーダーシップの様態分析に連繫するものとして試みるならば、とうぜん分類規準にも新たな変数を加える必要が生じよう。それらは職業、所得、就業上の役職地位のほか、当該地区での居住年限、家屋所有状況、町内会役職経験および就任期間などである。

東平塚町七、八、十一番住民のうち階層上位に置かれる者として8名を選定した。(表7)町内会組織と活動内容は稿を改めて説明したい。⁶⁸ここでは上位8名に共通する特徴を概観しておきたい。就任期間を見れば町内会上位役職が特定個人数名により継続して在任されていることが知られる。班長など下位役職の就任者との点で明らかに相違があり、上位役職者選定には特別な規準の適用が考えられる。出生年間は明治2名、大正2名、昭和4名となり、最高齢者(イ)75歳、最低年齢者(カ、キ)41歳であった。居住形態は持家居住が大多数である。居住時期別に見れば、全員が戦後の来住者だが、ただ1人(エ、J-1)は両親が戦前からの東平塚町住民であった。エを除く他の7名はいずれも昭和40年迄に転入を終え、すでに10年以上この土地に定着していた。エ自身も幼少時に両親ともどもここに居住していたので、上位役職者のうちアからオまで5名は遅くとも昭和34年以前の来住者たちといえる。カ、キ、クの3名は昭和39、40年の転入者であった。就業状況については自営、公共機関就職、地元大手企業勤務(ク)などだが、十余人の従業員数規模の事業所管理職も含まれていた。所得金額も全員が高かったわけではない。昭和47年の諸控除差引き後の年収が200万円以上2名、150万円以上200万円未満2名、100万円未満4名となっていた。学歴も旧教育制度の下では平均的な水準を保ち、

エを例外として他は高いとはいえない。ここでは包容度、世話好き、対外交渉力など人柄や資質に言及する余裕はないが、それらに加えて持家、居住歴が示す地元定着度が上位役職者選定の重要な変数の役割を果たすようである。その反面、自営被傭の別とか就業先規模、役職地位など就業状況と所得金額はさほど大きな比重を与えられてはいないように見える。

表7 (町内会役職経験者)

	歳	住居	転入	就 業	年収	町内会役職	就任期間	教育
ア	Ⅳ	持家	H	自 営	T	氏子総代	昭 30 ~	旧中
イ	〃	〃	〃	〃	Q	副 会 長	昭 21 ~	高小
ウ	Ⅲ	〃	〃	被・公	S	〃	昭 46 ~	旧中
エ	〃	〃	J	自 営	Q	幹 事	昭30~41	旧大
オ	Ⅳ	〃	I	被・M	〃	監 査 役	昭35のみ	旧専
カ	Ⅲ	借家	〃	自 営	〃	体育副部長	昭 48 ~	高退
キ	〃	持家	〃	被・公	S	子供会会長	昭38のみ	新大
ク	〃	アパ	〃	被・O	T	〃 副会長	昭 50 ~	短大

明確な地理的境界を設定し、他から相応の間隔を保持する地域社会では、階層区分を手段として内外のネットワーク組成ならびに特定の目的達成のため組織化される作業集団の構成様態を解明することができよう²⁹⁾。しかし大規模な都市の一街区として立地する東平塚町では、ネットワークおよび作業集団編成も町内と周辺に収斂する以上に拡散し、市内中心部にとどまらず郊外、近接他町村にまで伸展するはずである。東平塚町七、八、十一番住民の近隣ならびに親族との交際については別稿で検討するが、住民間の相互交渉は社会階層の差による価値観、意識・行動様式の相違を越えて、近接居住と定着度の深浅により大きく規定されているようである。

(以下続稿)

(1982年10月31日)

注

- (18) 被調査者(男1)は卸小売業とサービス業(貸間)を兼業していた。この場合、双方の業種にそれぞれ就業者1として計算したので、全体の就業者数が実員131(男76,女55)を1(男)上まわる結果となった。
- (19) 事業所の所在地分布の地域区分は次のとおりとした。流川周辺部には西平塚,田中,薬研堀,流川,新天地,彌生,三川,堀川,胡,銀山の各町を包括させた。市内中央部としては,東平塚町と流川周辺部を除き,東は京橋川,西は天満川を境とする区域を採った。市内東部は府中大川を東の,また京橋川を西の境界とする一画とした。また天満川以西は市内西部とした。国鉄山陽線以北はてきぎ市内中央部,東部,西部に編入したが,祇園町と矢賀町は府中大川以東の諸町ともども広島市郊外とみなした。なお太田川放水路以西には通勤する就業者が見出されなかった。
- (20) 広島商工名鑑1976年版(広島商工会議所,昭51,7)には旧市内の商工業者およそ1万の事業所が収録されている。これらは特定商工業者ならびに会員である。特定商工業者は「払込み済資本金又は払込み済出資総額が100万円以上の法人,又は年間の事業税(広島県分)が8万4千円以上の法人,又は個人で(旧)広島市内に本店,営業所,事務所等を有する商工業者」(以上は凡例による)である。市勢要覧昭和52年版(広島市役所)の表71を参照すれば,昭和50年の民営事業所数は第二次,第三次産業を合わせて4万885であった。ここには旧市内に加えて合併町村にも所在する事業所が合算されており,この点の考慮は必要である。しかし広島商工名鑑に収録の有無が当該事業所の規模,信用度に格差を生じる事実は肯定できよう。
- (21) 中国年鑑昭和53年版(中国新聞社,昭52,11)の会社録には鳥取,島根,岡山,広島,山口各県の主要事業所およそ1万5千社を収録している。中央の大手企業の地方支社等もここに網羅された。
- (22) 職業移動はたんに個々住民の生活歴を示すにとどまらず,地域社会の変化過程をも明示する。移動の要因は就業者個人の諸事情より以上に,地方と国の経済諸変動に求められる。それゆえ住民の職業移動の軌跡に対応して,当該地域全体の経済情勢の推移が描き出されよう。とりわけ原子爆弾の災禍が空白地帯を現出させた広島市の場合には,一街区への人口再集中と定着の物理的現象にのみ注目するにとどまらず,それらを可能たらしめた生計維持手段の確保と改善の過程を跡づける作業が必要とされる。それはまた広島市が中四国の主要都市として復興発展を達成した道程を明確化することにもなるのである。
- (23) 広島市史編纂室長小堺吉光,下村三千男主幹の両氏に深く謝意を呈したい。
- (24) 広島市勢要覧,昭和52年版,123~125頁。全国平均の消費者物価上昇率は昭和47年4.6%,昭和48年12.7%,昭和49年21.8%,昭和50年12.4%と記載されている。
- (25) 倉沢進,『日本の都市社会』,東京,昭43,64~67頁。倉沢は上流,ホワイト・カラー,自営業者,職人,産業労働者,下層労働者の6範疇を識別し,生活様

式のうえでの差異に言及した。

- ㉔) 住民生活に随伴して生起する諸問題は、小規模地域社会の成員による集団行動によって解決されなければならない。(中村八朗、注11文献、96頁、藤田弘夫「日本都市の社会的特質に関する一考察」『社会学評論』、30、2、昭55、10頁)
- ㉕) 町内会は多元的な機能の遂行機関である。あるいは行政の下部執行機関として、地域の宗教祭儀挙行団体として、また生活環境諸条件の改善推進母体として活動する。多元的な機能の保持は一定地域内の全住民を包括し加入させる原則から必然的に生じたものと考えてよい。仮に個々の住民が自由意志と各自固有の必要充足のために恣意に集団を結成し運動するなら、単一地域内に多種多様な集団の並立と競合がもたらされるだろう。Little K., "The Role of Voluntary Association in West African Urbanization", *American Anthropologist*, 59, 1957, pp. 579-596.
- ㉖) 婦人会役職経験者6名および組長、各組理事経験者、世話役など18名については続稿の地域活動の項で記述し検討したい。
- ㉗) Boissevain J., *Friends of Friends*, Oxford, 1974.

RESIDENTS IN A REBUILT CITY WARD IN HIROSHIMA, PART II

◀ Summary ▶

Motoyoshi Omori

In this compact ward of barely seven acres (Fig. 2), 41 residents were carrying on their business at their own homes, i.e., bakery, milk bars (neighborhood stores), a delicatessen, a coffee bar, a fancy goods shop and an electric appliance store; apartment houses, beauty parlors and a dry cleaner; civil engineering offices; a print shop, etc. Several residents also managed bars and a delicatessen at Nagarekawa, the flourished center of drinking-shops nearby. Most of these were small shops or business firms having less than nine workers. 9 (6 m, 3f) had commenced their business in the first decade, 13 (8 m, 5f) in the second, 11 (6 m, 5f) in the third and 16 (10 m, 6f) in the fourth decade after the war. These included 8 families of the atomic bomb sufferers, of whom 5 (4 m, 1f) started their business in the first.

On the other hand, wage-earners mostly worked at larger scale shops or business firms. 27 men and women out of 73 employees had got jobs at places with more than thirty workers. 12 others were also engaged in public service at the city office, public schools and corporations. They both enjoyed stable employment and steady increment of wages. The first oil crisis in 1974 had caused the consumer commodity prices to go up by 54.0% in Hiroshima between 1973 and 1976. They were, however, able to achieve approximately 50% increment of the wages during these three years. In contrast with this, petty business runners and employees of small shops and firms were scarcely able to increase their incomes in correspondence to the raised prices.

According to the work records of 43 (31m, 12f) wage-earning householders, 5 (5m) people set out to work in the first decade, 18 (15m, 3f) in the second, 12 (10m, 2f) in the third, and 8 (1m, 7f) in the fourth decade after the war. Only 4 (2m, 2f) out of 43 householders had changed their employers more than three times; 8 (7m, 1f) two times; 13 (11m, 2f) once; and the rest 19 (12m, 7f) had never changed their firms. In short, both the business runners and the wage-earners of the ward generally enjoyed stability and continuity in earning their livelihood since their first settlement at Higashi Hiratsuka-cho.

(continued)